

# 業務連絡

2020年12月1日  
JR東海労新幹線関西地本  
編集 業務部 No.8

2020年11月25日、新大阪日之出会議室において「申」第10号について、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

## 「個人情報保護法」違反となる行為に対する抗議について

7月7日、(株)関西新幹線サービックへ出向中の組合員が、「個人情報保護法」に基づいた主旨に沿って「勤務実績」の開示請求を行った。

1ヶ月半が経過し、会社から組合員に渡された回答書には公休、特休の表記もなく、全てが「出向」としか書かれていない内容であった。

回答書の内容が請求した内容とかけ離れていたため、組合員は直接、関西支社に対して問い合わせの連絡をしたが、担当者の対応は不誠実な対応であった。さらに、出向会社とJR東海会社本社へも問い合わせと抗議を行った。するとその後、9月11日に関西支社の担当者から組合員に対して、「あらたに開示請求の手続きをして欲しい」と連絡があった。しかし、組合員は、「規則にある請求項目通りに開示請求を行っており、あらたに開示請求することは納得できない」と抗議を行った。

この度の関西支社の行為は「個人情報保護法」に違反する行為であり、ここに抗議すると共に、以下のとおり申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

1. 開示請求を行った出向中の2人に対して、不誠実な対応を行ったことを本人に謝罪すること。

### 【会社回答】

開示請求に対して会社として適切に対応しており、そのような考えはない。

2. 個人情報の開示請求を行ってから1ヶ月半も要する回答は時間が掛かりすぎである。また、開示請求項目通りに開示請求を行っているにもかかわらず、あらたに開示請求を行えという対応は納得できるものではない。また、請求した「勤務実績」の詳細の開示を拒否する対応は、明らかに「本人訴訟」裁判を意識した妨害行為である。よって、ここに厳重に抗議する。

### 【会社回答】

会社として適切に対応しており、問題はない。

3. 速やかに個人情報保護法に沿って本人が請求した本来の勤務実績の開示を実施すること。

### 【会社回答】

開示請求の内容に基づき、会社として適切に開示を行っている。

以上